

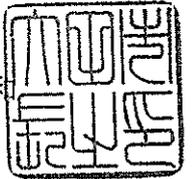
大田市公告第103号

大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画に定められた事項を除く）について意見のある利害関係者は、令和3年11月4日までに島根県知事に意見書を提出することができる。

令和3年10月7日

大田市長 楯野 弘和



記

1 縦覧期間

令和3年10月8日から令和3年10月21日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

大田市大田町大田口1111番地

大田市役所建設部都市計画課区画整理推進室内